

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第14版 260ページ）	改定した解説
<p>別表第八 2(50)電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケースおよび冷凍用のショーケースの解説 3</p> <p>3. イ項(イ)において、</p> <p>(1) 別表第十二の基準 J60335-2-24(H20)「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項」（以下「J60335-2-24(H20)」という。）の 22.7 又は別表第十二の基準 J60335-2-89(H20)「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－89部：業務用冷凍冷蔵機器の個別要求事項」（以下「J60335-2-89(H20)」という。）の 22.7 に適合するものは、十分な圧力に耐える構造であるものとみなす。（圧力試験）</p> <p>(2) J60335-2-24(H20)の 22.106 又は J60335-2-89(H20)の 22.105 に適合するものは、冷媒量が少ない構造であるものとみなす。</p> <p>(3) J60335-2-24(H20)の 22.107、22.107.1 及び 22.107.2 又は J60335-2-89(H20)の 22.106、22.106.1 及び 22.106.2 に適合するものは、保護冷却システム構造であるものとみなす。</p> <p>(4) J60335-2-24(H20)の 22.108 又は J60335-2-89(H20)の 22.107 に適合するものは、冷媒が漏れた場合に、機器に組み込まれた電気部品により、爆発するおそれがないものとみなす。</p> <p>(5) J60335-2-24(H20)の 22.109 又は J60335-2-89(H20)の 22.108 に適合するものは、機器はその食品貯蔵庫の外側にある電気部品によって火災又は爆発の原因とならないように、漏れた冷媒が留まらない構造であるものとみなす。</p> <p>(6) J60335-2-24(H20)の 22.110 又は J60335-2-89(H20)の 22.109 に適合するものは、引火するおそれがない温度であるものとみなす。</p> <p>(7) J60335-2-24(H20)の7項又は J60335-2-89(H20)の7項において冷媒に関わる要求事項に適合するものは、運搬、サービス、廃棄等のいずれにおいても、安全の確保が十分行われるような表示を施してあるものとみなす。</p>	<p>別表第八 2(50)電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケースおよび冷凍用のショーケースの解説 3</p> <p>3. イ項(イ)において、</p> <p>(1) 別表第十二の基準 J60335-2-24(H29)「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項」（以下「J60335-2-24(H29)」という。）の 22.7 又は別表第十二の基準 J60335-2-89(H20)「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－89部：業務用冷凍冷蔵機器の個別要求事項」（以下「J60335-2-89(H20)」という。）の 22.7 に適合するものは、十分な圧力に耐える構造であるものとみなす。（圧力試験）</p> <p>(2) J60335-2-24(H29)の 22.106 又は J60335-2-89(H20)の 22.105 に適合するものは、冷媒量が少ない構造であるものとみなす。</p> <p>(3) J60335-2-24(H29)の 22.107、22.107.1、22.107.2 及び 22.107.3 又は J60335-2-89(H20)の 22.106、22.106.1 及び 22.106.2 に適合するものは、保護冷却システム構造であるものとみなす。</p> <p>(4) J60335-2-24(H29)の 22.108 又は J60335-2-89(H20)の 22.107 に適合するものは、冷媒が漏れた場合に、機器に組み込まれた電気部品により、爆発するおそれがないものとみなす。</p> <p>(5) J60335-2-24(H29)の 22.109 又は J60335-2-89(H20)の 22.108 に適合するものは、機器はその食品貯蔵庫の外側にある電気部品によって火災又は爆発の原因とならないように、漏れた冷媒が留まらない構造であるものとみなす。</p> <p>(6) J60335-2-24(H29)の 22.110 又は J60335-2-89(H20)の 22.109 に適合するものは、引火するおそれがない温度であるものとみなす。</p> <p>(7) J60335-2-24(H29)の7項又は J60335-2-89(H20)の7項において冷媒に関わる要求事項に適合するものは、運搬、サービス、廃棄等のいずれにおいても、安全の確保が十分行われるような表示を施してあるものとみなす。</p> <p>(8) 当該 J 規格が改正された場合、(1)から(7)で引用する J60335-2-24(H29) 又は J60335-2-89(H20)の項目に対応した項目に該当する、別表第十二の表-1 電気安全の基準の採用されている版を適用する。</p>

〈当該解釈〉

(50) 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケースおよび冷凍用のショーケース^(解説1)(^{解説2})

イ 構造

(イ) 油又は冷媒が漏れるおそれのないものであって、かつ、可燃性の冷媒を使用するものにあつては、次に適合すること。^(解説3)

- a 保護冷却システムの保護外郭を含み、機器は、十分な圧力に耐える構造であること。
- b 冷媒量が少ない構造であること。
- c 貯蔵庫内は、保護冷却システム構造であるか又は、冷媒が漏れた場合に、機器に組み込まれた電気部品により、爆発するおそれがないこと。
- d 機器は、その食品貯蔵庫の外側にある電気部品によって火災又は爆発の原因とならないように、漏れた冷媒が留まらない構造であること。
- e 可燃性冷媒にさらされる可能性のある機器の部品の表面は、当該冷媒が引火するおそれがない温度であること。
- f 機器は、運搬、サービス、廃棄等のいずれにおいても、安全の確保が十分行われるような表示を施してあること。